

広報

2

2022

Vol.203

ゆうすい

みんなで「鬼」ゴロナを
追い払え!

吉松幼稚園

人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち

●ホームページアドレス：<http://www.town.yusui.kagoshima.jp/>

●メールアドレス：info@town.yusui.kagoshima.jp

新型コロナウイルス感染症に対して正しい知識を持ちましょう

2022年に入り、新型コロナウイルス感染症が再び拡がり、鹿児島県でも1月27日に『まん延防止等重点措置』が適用されるなどまだまだ予断を許さない状況が続いています。新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を持ち、確かな情報を見極め、適切な行動を心がけましょう。

新型コロナウイルス感染症に関するQ&A

Q. 新型コロナウイルスに感染した人が、他の人に感染させてしまう可能性がある期間は、いつまでですか。

A. 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させてしまう可能性がある期間は、**発症の2日前から発症後7～10日間程度**とされています。

また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられています。

新型コロナウイルス感染症と診断された人は、**症状がなくとも、不要・不急の外出を控えるなど感染防止に努める必要**があります。

Q. 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化しやすいのはどんな人ですか。

A. 重症化しやすいのは、**高齢者と基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方**です。

重症化のリスクとなる基礎疾患等は、**慢性閉そく性肺疾患（COPD）、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満、喫煙**等です。

ワクチン接種を受けることで、重症化予防効果が期待できます。

新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、重症化する人の割合や死亡する人の割合は**年齢によって異なり、高齢者は高く、若者は低い**傾向にあります。

重症化する割合や死亡する割合は以前に比べて低下しています。

Q. 新型コロナウイルス感染症はどのようにして治療するのですか。

A. ・軽症の場合

⇒経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行います。

・重症化リスクのある方

⇒中和抗体薬や経口の抗ウイルス薬の投与を行い重症化を予防します。呼吸不全を伴う場合には、酸素投与や抗ウイルス薬、ステロイド薬（炎症を抑える薬）、免疫調整薬の投与を行い、改善しない場合は人工呼吸器等による集中治療を行うことがあります。

※発熱や咳などの症状が出たらまずは身近な医療機関に相談してください。

参考：厚生労働省『(2022年1月版)新型コロナウイルス感染症の“いま”に関する11の知識』



基本的な感染予防対策として、3密(密集・密接・密閉)の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いが有効です。

★引き続き、自分と大切な人の命を守る行動をお願いします★

防火ポスターコンクール

春季全国火災予防運動（3月1日から7日まで）の行事の一環として伊佐湧水消防組合が募集した防火ポスターコンクールにおいて、次の方々が入賞されました。（町内各小中学校のみ、敬称略）
 ※例年行われている防火ポスターの展示については、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止することといたしました。



吉松小学校

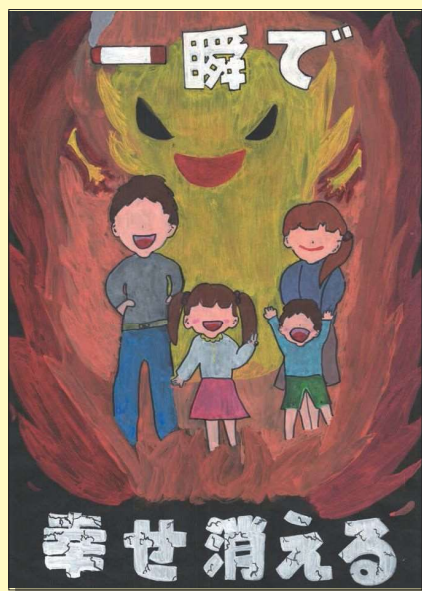
6年

吉村 よしむら

佳音 かのん



奨励賞

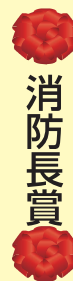


吉松小学校

5年

竹ノ上 たけのうえ

心優 ここあ



消防長賞



↑ 宮田 綾乃 (吉松小学校 5年)



↑ 上原 虹羽 (吉松小学校 4年)



↑ 森山 桜羅子 (轟小学校 3年)



↑ 吉村 稀菜 (吉松小学校 6年)



↑ 川島 結香 (幸田小学校 5年)



↑ 下園 優貴 (幸田小学校 5年)



↑ 深野 葵伊 (吉松小学校 4年)

永山 博基 選手 表敬訪問



1月5日、ニューイヤー駅伝2022において、住友電気工業株式会社の第6走者として活躍された永山 博基選手（湧水町出身）が湧水町を表敬訪問されました。

忙しい合間を縫っての訪問でしたが、町長にニューイヤー駅伝での走りや、これからの目標などを報告してくださいました。

豆まきで厄払い



2月3日、吉松幼稚園で節分の豆まきが行われました。

園児たちは自分たちで作った鬼のお面を被り、自分の中の鬼（直したいところ）を追い出すように、また新型コロナウイルスの沈静化を願いながら豆まきを行いました。途中で現れた鬼に驚きながらもみんなで一生懸命豆を投げ、鬼を退治することができました。

地熱発電事業に関する 立地協定締結

1月12日、兵庫県加古川市に本社のある株式会社町おこしエネルギー（代表取締役会長兼社長 沼田昭二氏）が、地熱発電施設を新設することについて町議会議長の立会のもと、本町と立地協定を締結しました。

株式会社町おこしエネルギーは、「業務スーパー」を全国チェーン展開する株式会社神戸物産の創業者でもある沼田昭二氏が設立し、日本の食糧自給率アップと純国産再生可能エネルギーの自給率アップを大義として、神戸物産時代に培ったノウハウを最大限に活用しながら、地熱発電事業を中心に、地域活性と熱水有効活用の融合を目指しておられます。

今回、栗野岳周辺において地熱発電に有望な地熱貯留層が存在していると期待できることから本町への進出を決定されました。

地熱発電施設の新設により、地域における就業の場の創設、地域経済の浮揚発展等が期待されます。



そろそろ、あなたもマイナンバーカード

交付申請書をお持ちの方は以下4つの方法から申請できます。

スマートフォン

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

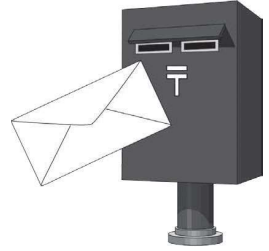


パソコン

- ①カメラで顔写真を撮影
- ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

郵便

- ①交付申請書に必要事項を記入し、6ヶ月以内に撮影した顔写真を張り付けて郵送し、申請完了



証明用写真機

画面の案内にしたがって、顔写真を撮影して送信し、申請できます。
※現在湧水町内には対応している証明用写真機はありません。

交付申請書をお持ちでない方は

- ①「マイナンバーカード」、「郵便」で検索して専用サイトから手書き用の交付申請書を封筒をダウンロードすれば、郵便で申請できます。プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、顔写真の貼付とマイナンバーの記入が必要です。
- ②市区町村の窓口でも、交付申請書を再発行しています。本人確認書類(運転免許証、パスポート等)を持参の上、お住いの市区町村へ行きましょう。

今度は最大 **20,000円分** もらえる！

マイナンバーカードで **マイナポイント** 第2弾

マイナンバーカードの新規取得分※ 5,000円分	健康保険証としての利用申し込み 7,500円分 準備でき次第開始	公金受取口座の登録 7,500円分 準備でき次第開始
-----------------------------	--	----------------------------------

はじまっています！

※カードを既に取得された方のうちマイナポイント第1弾の未申込者も含む

マイナンバーカード取得はお早めに！

3つの方法・場所で申込できます。

スマートフォン
パソコン
手続きスポット



↑
スマホ・パソコン用



↑
手続きスポット用

マイナンバーについてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル

0120-95-0178

住民税務課 74-3111 平日 8時:30分～17時15分

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付

湧水町のGIGAスクール構想の現状について



「GIGAスクール構想」って何？

「GIGAスクール構想」とは、未来社会を生きる子供たちのために、文部科学省が、全国の公立・私立小中学校の児童生徒に対し、一人一台の学習用端末（タブレットパソコン等）を整備することと、それを十分に使うために必要なインターネット等の通信ネットワークの環境の整備を一体的に行うことです。



湧水町内の小中学校では、令和3年3月に整備が完了し、現在、インターネットを利用して、調べ学習やAIDRIL教材を使い、個々に応じた学習に取り組んでいます。

また、緊急時の端末持ち帰りを想定して、インターネットで学校と家庭を繋ぎ、オンライン授業の試行も行っています。

保護者の皆様へ(お願い)

現在、端末(タブレット)の持ち帰りについては、緊急時(地震などの災害時)に限定してはいますが、今後、国のGIGAスクール構想を受け、自宅に持ち帰り、学習指導や家庭学習の支援のために活用していくことが期待されています。

つきましては、各家庭のインターネット環境の整備(フィルタリング、個人情報の扱い、情報モラル教育等)をお願いします。

モバイルルーター貸し出しについて

現在、インターネット環境が整っていない町内小中学校に在学する児童生徒のご家庭には、モバイルルーター(持ち歩けるインターネット接続端末)を無償貸与します。

湧水町教育委員会教育総務課へお問い合わせください。

ただし、通信に必要なSIMカードの購入と通信費は、保護者負担となります。

町から無料貸出



保護者負担

※ 要保護・準要保護児童については、学校からタブレットを持ち帰った際、生徒援助費から児童生徒1人あたり、月額1,000円の通信費を助成します。

ご不明な点がございましたら、湧水町教育委員会 教育総務課(TEL 0995-75-2142)までご連絡ください。

冬も悪くないですよ！！

(日本の四季を楽しんでいます。)

〔ALT〕
マツン・デ・コート

皆さん、こんにちは！私にとって、冬は昔から一番苦手な季節です。温暖な気候のブリスベンの冬でさえ、寒くて苦手です。すべての植物が枯れ始め、あまり美しい季節ではありません。1年以上前、湧水町に来たとき、私は日本の冬に慣れるのに苦労しましたが、月日が経つにつれて、鹿児島島の四季の移り変わりを感じるようになりました。春、夏、秋、それぞれの季節の美しさが際立っています。正直なところ、私は冬が来るのを恐れていました。日本は寒すぎるのです。しかし、最近ではその考えは覆され、冬の高さを感じるようになりました。例えば、冬の温泉は濃い湯気が立ち込め、入浴中に不思議な感覚を味わうことができます。また、鹿児島島の木々にはうっすらと白い霜が降りていて、とてもきれいです。

私のお気に入りには、韓国岳の頂上に積もった雪で、冬はとてもきれいです。学校のプールの水が凍っているのを見たこともあります。

寒いのが苦手な私でも、冬も含めてそれぞれの季節に美しさがあり、それを楽しむことができるのだとわかりました。



この冬に長野で出会った友人たちと雪の中で遊んだときの写真です！

今年度英検、漢検、数検を受検した町内に住所を有する児童、生徒の保護者の皆様へ

湧水町では、児童・生徒の基礎学力の定着、学習意欲の向上を図ることを目的に、検定を受検した児童等の保護者に対し、子育て支援の一環として英語検定及び漢字検定・数学検定受検者の検定料の一部を助成する事業を行っています。ぜひご活用ください。

■対象となる検定と級 英語検定・・・実用英語技能検定(公益財団法人日本英語検定協会)の5級以上(英検Jr.は除く)
漢字検定・・・日本漢字能力検定(公益財団法人日本漢字能力検定協会)の5級以上
数学検定・・・実用数学技能検定(公益財団法人日本数学検定協会)の5級以上

■補助対象者 検定試験を受検した町内に住所を有する児童生徒の保護者

■助成額等 助成金の額は、検定を受検した児童等1人あたりにつき表のとおりです

助成金の交付回数は、児童等1人につき、それぞれの検定毎に、同一年度中1回です。ただし、1つの級に合格し、さらに上の級を受検する場合は、年度内であっても助成対象となります。

受検級	助成額			受検級	助成額		
	英語検定	漢字検定	数学検定		英語検定	漢字検定	数学検定
1 級	4,700円	2,500円	3,900円	3 級	1,900円	1,200円	1,700円
準1級	3,800円	2,200円	2,700円	4 級	1,300円	1,200円	1,500円
2 級	2,700円	1,700円	2,400円	5 級	1,000円	1,000円	1,500円
準2級	2,400円	1,200円	2,000円				

■申請方法

助成金を希望される方は、湧水町学力向上検定料助成金交付申請書に必要事項等を記入し、受検したことを証明するもの(検定料の領収書や可否通知の写し等)を添付して湧水町教育委員会に提出ください。

※郵送での提出も可能です。申請書は湧水町ホームページよりダウンロードしてください。

ダウンロードできない場合は、学校にも用意してあります。

※受検結果の可否に関係なく申請できます。

※申請は、受検した年度の3月末日までをお願いします。

■提出先及び問合せ先

湧水町教育委員会 教育総務課 湧水町中津川603番地 TEL 75-2142

くりの図書館に行こう！



1/6(木)

速證児童クラブに行ってきました！



吉松にある速證(そくしょう)児童クラブで、今年最初のおはなし会を行いました。

子どもたちが元気に迎えてくれ、また集中しておはなしを聞いてくれて、楽しいおはなし会になりました。

おはなし会の後は、いろんな図鑑などを楽しみました。



郷土展示「湧水町魅力再発見～湧水町で働く人々」

テーマを決めて、町内のお店の方に話をお聞きして作成した紹介展示も、今年度最後のテーマとなりました。現在「スイーツ」をテーマに、書架50番前にて3月まで展示を行っております。



・湧水町

暮らしに役立つコーナー

4月から12月までに展示を行った3つのテーマ、①「水・お酒」②「湧水茶」③「畜産品」については、正面入口左手にある「暮らしに役立つコーナー」にて、展示中です。

「2021ねんどおはなしかいスタンプちょう」を持っていませんか？

「おはなしかいスタンプちょう」のプレゼント引換を開始します。

図書館カウンターまでお持ちください。

期間:2/21(月)～4/10(日)

※新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況により延期となる場合がございます。



ご寄付をいただきました！



令和4年 新成人の皆様から、ご寄付をいただきました。図書館の本などの資料購入のため、大切にさせていただきます。

ありがとうございました！

開館時間：午前10時～午後6時（毎週金曜日は午後7時まで）

休館日：毎週月曜日、祝日（こどもの日、海の日、文化の日を除く）、毎月第4木曜日、年末年始（12/28～1/4 月曜休館含む）

問合せ先：くりの図書館 TEL 74-1821

アートラボ企画

イカ画家 宮内裕賀 公開制作交流「イカイカ天国」について(報告)

イカにこだわって描く鹿児島出身の画家 宮内裕賀さんが、昨年10月24日から11月7日まで、いきいきセンターくりの郷を舞台に、幅9mも大作《イカイカ天国》を公開制作しました。期間中は町内外から多くの方が来訪し、鑑賞したり宮内さんと会話を交わしたりしていました。宮内さんは、丸池の水面や温泉の湯気、稲葉崎の供養塔など、町内で印象に残った風景を取り込み、ここでしか描けない作品に仕上げていました。宮内さんの原画に町内の小中学生がぬり絵を描いた展示では、個性豊かなイカが会場を回遊しているようでした。これからもイカを描き続ける宮内さんの活躍にご期待ください。

《宮内裕賀さんからのメッセージ》

いきいきセンターでイカの絵を描かせていただきました。作品を見にきてくださり、見守ってください、応援してくださいありがとうございます。町内の小中学生にイカのぬり絵をしていただきました。たくさん自由な色使いのイカたちが泳いでいて、嬉しくて感動しました。公開制作では、あたたかい湧水町の皆様と毎日お話しすることができて、今までで1番の明るく楽しいイカの絵になりました。これからもイカをよろしくお願ひします。



制作の様子。終了後は11月29日まで展示しました。



子どもたちに画材の説明をする宮内さん。

- 開園時間 9:00 ~ 17:00 (入園は16:30まで)
- 休園日 月曜日(祝日の場合は翌日)
※2/14 ~ 2/21は施設メンテナンスのため休園
- 入園料 一般:320 (250)円/高大生:210 (160)円/小中生:150 (120)円
1 ()内は20人以上の団体料金
2 県内の小・中・高校生(18歳以下)は土・日・祝日のみ入園料が免除
3 県内の70歳以上の方は入園料が免除
* 2・3は年齢や住所を確認できる書類の呈示が必要
- アートホールは改修工事中ですが、野外常設展示はご覧いただけます。
- 問い合わせ先 鹿児島県霧島アートの森 電話0995-74-5945



ゆるい文芸

・この「ゆるい文芸」コーナーに句を掲載したい方は、毎月15日までに栗野中央公民館までお届けください。

短歌

若者に手を貸りし日のありがたき優しい人の心根に安堵
裏庭の草に撒きたる除草剤風の吹くたび揺れいる命
寒風の中にたたずむ木の様はあなたを思う白き茶梅
生されし命つなぎて八十八夫と二人で未知なる日々を
寒空に韓国岳はどっしりとコロナ禍にも知らぬ素振り
西山へ「すとん」と夕陽のおちたれば刈田風吹く寒さむとして
軒下に紐に吊しし渋柿が寒の晒しに白粉を吹けり
さむいねと話し掛けれど北風のヒューとも言わずただ寒き朝
冬枯れの庭の片すみ千両が青き葉かげに赤き実ゆれる
寒の庭揺らせしスズメ枝の先の蕾は固し春待ちわびぬ

川柳

孫ひ孫増え賑やかな三が日

俳句

長靴で詫び添ふる雪の新聞

薩摩狂句 (唱) 福田三四五

多か広告紙 穴がほぐいめい見比べつ

(唱) そしこしつせえ買けな走らじ

買過ぎたや正月ちやすんで餅の汁

(唱) 腹が減つちよつとき買やしたで

日本中が沸た二刀流んMVP

(唱) ワオオオオタニサン! 凄せ翔タイム

内村 美代子

崎田 ユミ

笹田 てい子

城 千鶴子

中村 綾子

坂元 美子

今西 麗子

福田 三四五

林 静子

下池 つる子

広田 シゲ子

西園 らん子

田島 総入齋

店ん幸ちゃん

猪俣 凡児

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

健康増進だより

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

- 2022年(令和4年)10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- 変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

2022年9月30日まで

2022年10月1日から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一般所得者等※	1割

区分	医療費負担割合
現役並み所得者	3割
一定以上所得のある方	2割
一般所得者等※	1割



被保険者全体の約20%

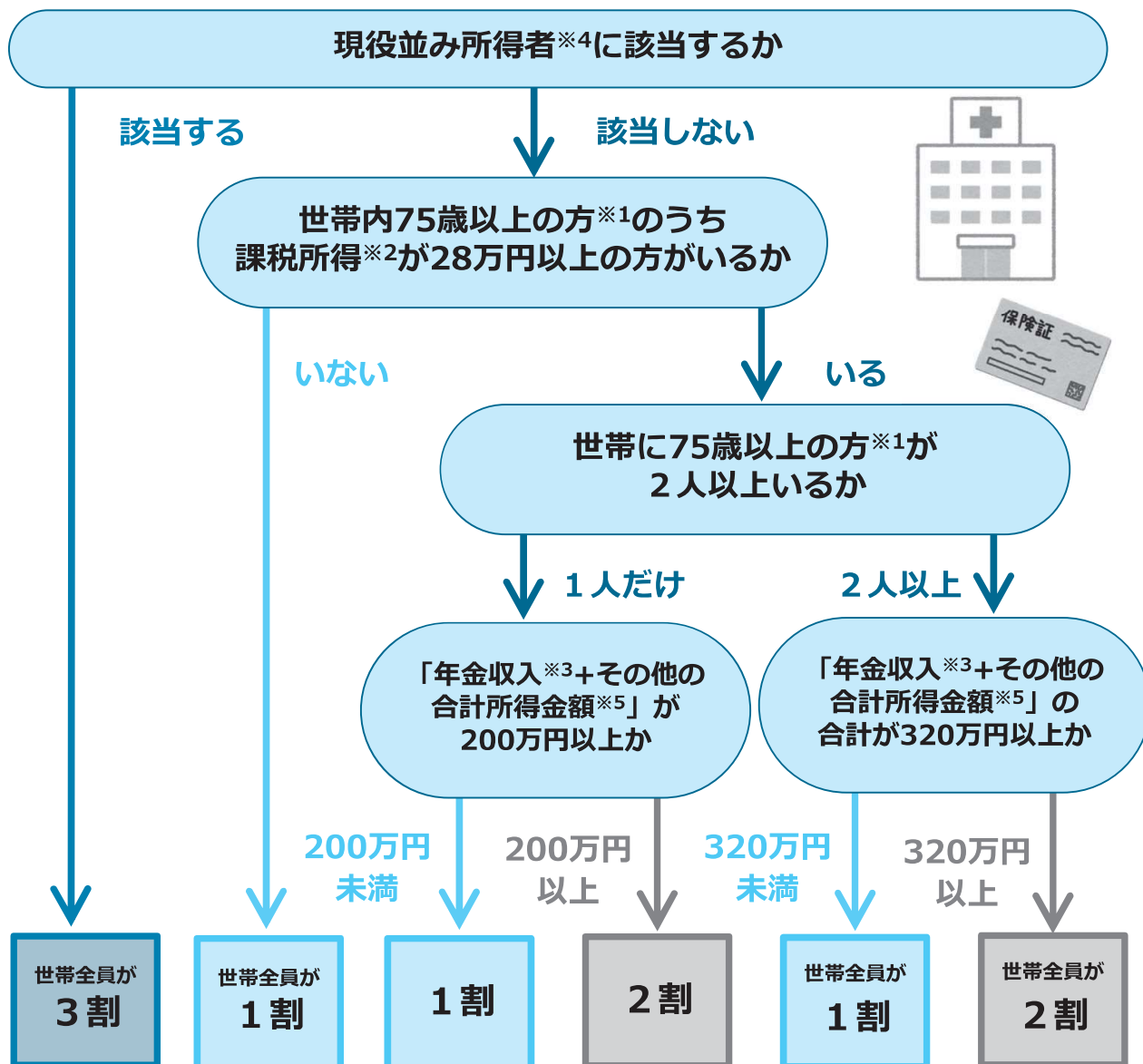
※住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担となります。

見直しの背景

- 2022年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。
- 後期高齢者の医療費のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代(子や孫)の負担(支援金)となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。
- 今回の窓口負担割合の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

窓口負担割合 2割の対象となるかどうかは 主に以下の流れで判定します

- 世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、75歳以上の方^{※1}の課税所得^{※2}や年金収入^{※3}をもとに、世帯単位で判定します。
(2021年中の所得をもとに、2022年6月頃から判定が可能になり、9月頃に被保険者証を送ります)



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは
住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)等を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは
事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

問い合わせ先 栗野庁舎 健康増進課 TEL：74-3111 (内線2100)

人権ひろば



Vol.3

人権擁護委員

本町では、4名の人権擁護委員が様々な人権擁護活動を行っており、1名の委員が任期満了により新たに法務大臣から委嘱状の交付を受けられました。

氏名 南 隼人氏
自治会 四ツ枝前

人権擁護委員は地域の皆さんからの人権相談を受けたときには、法務局等と協力して問題解決にあたっています。

また、人権侵害による被害者の救済を行い、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動も行っています。

TEL 9995-45-0064
(鹿児島地方法務局霧島支局)

「開かれた議会」づくりとして、 議会中継を配信します！

令和4年第1回定例会(3月議会)から本会議の様子をYouTube(ユーチューブ)で視聴することができます。

～視聴方法～

YouTube(ユーチューブ)サイトにて「湧水町議会」で検索すると、動画が表示されますので選択してご覧ください。
インターネットによるライブ中継以外に、栗野、吉松両庁舎ロビーに設置のテレビでも視聴することができます。

お知らせ 掲示板

町などからのお知らせや募集などの情報をお届けします。

令和3年分

確定申告の期限内納付について

令和3年分確定申告の納付期限は次のとおりですので、期限内の納付をお願いします。

また、申告所得税及び復興特別所得税並びに消費税及び地方消費税(個人事業

者)の納税は、自宅等から手続きができる「ダイレクト納付」や金融機関の預貯金口座から引き落としとなる「振替納税」が大変便利です。

▼納付期限と振替納税の振替日

○申告所得税及び復興特別所得税
納付期限 令和4年3月15日(火)

振替納税の振替日
令和4年4月21日(木)

○消費税及び地方消費税(個人事業者)
納付期限 令和4年3月31日(木)
振替納税の振替日
令和4年4月26日(火)

▼問合せ先

加治木税務署 総務課

☎0995-622-1216

※自動音声案内

多文化共生アドバイザー派遣の募集について

県では、多文化共生や日本語教育などの課題や今後の事業展開などについての助言・支援などを行う「多文化共生アドバイザー」の派遣を行っています。多文化共生社会の推進のために、ぜひ、あなたの団体に多文化共生アドバイザーを派遣してみませんか。

▼対象団体

市町村、自治会、特定非営利活動法人、日本語教室など

▼申込方法

申込書を県庁国際交流課に提出

(申込書などは、県ホームページよりダウンロードいただけます。)

▼募集期間

4月22日(金)～

(予算がなくなり次第終了)

※詳しくは、県ホームページをご覧ください

ださい。

▼問合せ先

県庁国際交流課

☎099-286-12217

FAX099-286-15522

✉kokusaiseisaku@pref.kagoshima.lg.jp

県ホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/>

at09/tabunka_advisor.html

「手話」を体験してみませんか

「言語としての手話の認識の普及および手話を使用しやすい環境の整備にかごしま県民条例」(通称:かごしま県民手話言語条例)は、手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とうろ者以外の者は相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現を目指して、令和2年3月27日に制定されました。

県では、聴覚障害を理解していただき、手話の普及を図るため、今年度から新たに県民向けの手話講座と県内の事業者や団体等が行う研修等へ講師派遣を行う手話出前講座を開催しています。講座では、挨拶などの簡単な日常会話を実際に体験していただきながら楽しく学ぶことができます。お気軽にご参加ください。

※詳しくは、県ホームページをご覧ください。

(「鹿児島県 手話講座」で検索)

▼問合せ先

県庁障害福祉課障害者支援室

☎099-286-12746

FAX099-286-15558

✉s-chiiki@pref.kagoshima.lg.jp

違法な年金担保融資にご注意ください！

年金受給者の皆様へ

独立行政法人福祉医療機構が実施する年金担保貸付制度は、令和4年3月末で新規申し込み受付を終了します。

※年金担保貸付制度は、国民年金及び厚生年金保険に基づく年金受給権を担保として融資することが法律で唯一認められた制度です。

令和4年4月以降に年金受給権を担保とした金銭の借入申し込みを受けるものは**例外なく全て、違法な年金担保融資**となります。

「年金を担保として、お金を借りることができる」等と宣伝して勧誘を行う「**違法な年金担保融資**」にくれぐれもご注意ください。

重要な お知らせ

- 年金担保貸付制度は、平成22年12月の閣議決定により、事業の廃止が決定され、令和2年の年金法改正において、関係法律の改正が行われました。また新規申込受付を終了する令和4年3月末までの間は従来通りの申込が可能です。制度の詳細については、「独立行政法人福祉医療機構ホームページ」をご確認ください。
- 生活資金の工面や多重債務にお困りの方は、まずは自立相談支援機関相談窓口等にお問い合わせください。

自立相談支援事業について

◇自立相談支援事業

相談いただいた内容に応じて、どのような制度やサービスが必要かを一緒に考え、具体的な問題の解決に向けた計画を作成し、寄り添いながら支援を行います。

また、より具体的に収支状況の改善に向けた家計改善支援事業(家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、必要に応じて貸付のあっせん等)の利用をご案内することがあります。

お問合せ先

湧水町社会福祉協議会 TEL: 0995-75-2200

その他お住まいの地域の自立相談支援機関等 一覧:<https://www.mhlw.go.jp/content/000614516.pdf>

◇生活福祉資金貸付制度

一定の審査要件を満たす方は社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」を利用することができます。

※貸付を希望される方は社会福祉協議会にご相談ください。

多重債務に関する相談について

複数の債務(多重債務)があり、返済にお困りの方は下記の相談窓口にご相談ください。

名称	電話・ホームページ等
金融庁	URL: https://www.fsa.go.jp/soudan/index.html
消費者ホットライン188	TEL:188 URL: https://www.caa.go.jp/consumers/damage/
法テラス(日本法支援センター) ※法的トラブル解決のための公的総合案内所	TEL:0570-078-374 ※平日9時～21時 土曜9時～17時 URL: https://www.houterasu.or.jp/

問合せ先

産業振興課 TEL: 74-3111

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象 となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

- ① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※個人消費の機会の減少につながるもの
- ② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止
- ③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行
- ④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制
- ⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少
- ⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと
- ⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限
- ⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請
※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの
- ⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請

上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合は給付対象とはなりません

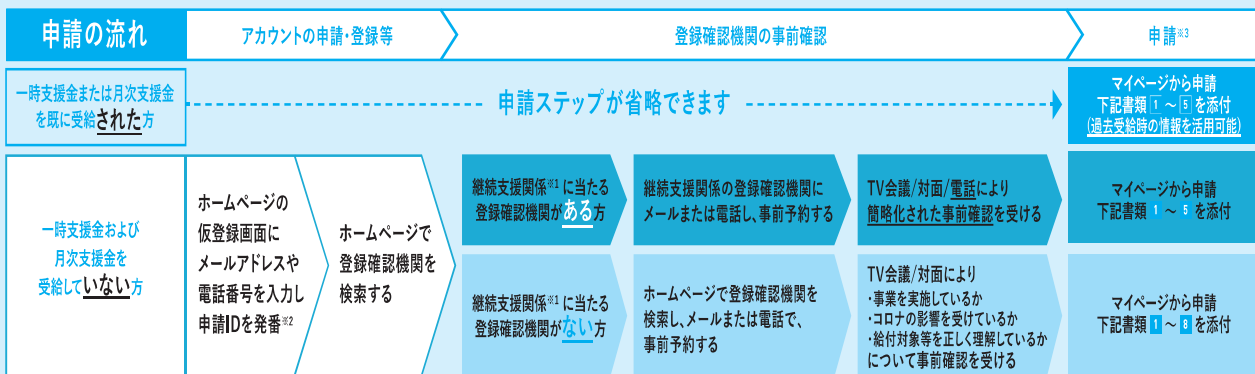
実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。

売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。

要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

不正受給は犯罪です!



「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。そのため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨します。

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します（詳細はホームページでご確認ください）。①法律に基づき特別に設置された機関（商工会、商工会議所等）の会員・組合員、②法律に基づく士業（税理士、行政書士等）の顧問先、③金融機関の事業性融資貸先、④登録確認機関の回復継続した支援先。
 ※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。（ただし、事業復活支援金の事前確認を受けていただく必要があります。）
 ※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております（詳細はホームページでご確認ください）。

申請書類

※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等においては、他にも申請時に必要な書類がございます（詳細はホームページでご確認ください）。

- 1 履歴事項全部証明書（法人）または本人確認書類（個人）**

法人	個人
履歴事項全部証明書	運転免許証 マイナンバーカード 【住民票】+【パスポート or 各種健康保険証】

※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。
- 2 收受日付印の付いた2019年（度）、2020年（度）及び選択する基準期間を全て含む確定申告書類の控え**

※e-Taxを通じて申告を行っている場合、これらに相当するものを提出して下さい。
 ※基準期間は、①2018年11月～2019年3月、②2019年11月～2020年3月、③2020年11月～2021年3月のうち、基準月を含む期間。
 ※法人は2019年11月、2020年11月及び基準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。
- 3 対象月の売上台帳等**

※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書など）が必要です。
 ※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年月の帳簿書類でも構いません。
- 4 振込先の通帳（通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ）**

※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳（事業の取引がわかる全てのページ）が必要です。
- 5 代表者または個人事業者等本人が自署した宣誓・同意書**

※ホームページからダウンロードできます。

+

- 6 基準月の売上台帳等**
- 7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等**
- 8 基準月の売上に係る通帳等（取引が確認できるページ）**

※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書（様式あり）を提出することで代替することができます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係がない方は、以下の書類も必要になります。

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類（売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など）および通帳を保存してください。

※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。
 ※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

（携帯電話からもつながります）

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

IP電話専用回線

03-6834-7593

受付時間

8:30-19:00

（土日・祝日含む全日）

ホームページ

事業復活支援金 検索

https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/

鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金（1/27～2/20要請分）について

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた飲食店等の皆様に、営業時間短縮（以下、「時短」という。）をお願いいたしました。
- 県の実情に応じ、協力いただいた事業者に対して、下記のとおり「鹿児島県新型コロナウイルス感染症対策時短要請協力金」を支給します。

(1) 協力金の対象

次のいずれも満たす方となります。

- ① 県内全域に、時短要請の対象となる施設を有しているものとする。
※ ただし、政治団体、宗教上の組織若しくは団体、その他知事が適当でないと判断するものを除く。
- ② **県の時短要請（期間：令和4年1月27日（木）0時から同年2月20日（日）24時までの全ての期間）に応じて、以下の時短要請にご協力いただいていること。**
- ③ 時短要請の時点（令和4年1月25日）で、
 - ・ 対象区域において営業継続中であり、
 - ・ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定により飲食店営業又は喫茶店営業の許可を受けた者が営業に使用する施設であること。
 ※ 第三者認証店とは、「鹿児島県飲食店第三者認証制度」の認証店をいう。
- ④ 業種毎の感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）等を遵守していること。
- ⑤ 申請者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、鹿児島県暴力団排除条例第2条第1号から第4号に規定する暴力団等に該当しないこと。
また、前述の暴力団等が、申請者の経営に事実上参画していないこと。

区分	通常の営業時間	要請内容	
		営業時間	酒類提供
第三者認証店以外の店舗	20時を超える	5時～20時まで	不可
第三者認証店	20時を超える（～21時以前） 21時を超える （※①又は②を選択）	5時～20時まで	不可
		①5時～20時まで ②5時～21時まで	可

(2) 協力金の金額

今回の協力金は、店舗の事業規模に応じて、額が決まります。

要請内容	中小企業	大企業【中小企業も選択可】
第三者認証店以外の店舗	5時～20時まで 酒類提供：不可 62.5万円～187.5万円 ※一日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（25日間）	上限500万円 ※一日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（25日間） ※ただし、①の上限は20万円又は前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い方
第三者認証店	5時～20時まで 酒類提供：不可 75万円～250万円 ※一日当たりの協力金額（3～10万円）×要請期間（25日間）	上限500万円 ※一日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（25日間） ※ただし、①の上限は20万円
	5時～21時まで 酒類提供：可 62.5万円～187.5万円 ※一日当たりの協力金額（2.5～7.5万円）×要請期間（25日間）	上限500万円 ※一日当たりの協力金額（①売上高減少額/日×0.4）×要請期間（25日間） ※ただし、①の上限は20万円又は前年度または前々年度の1日当たりの売上高×0.3のいずれか低い方

(3) 申請受付

- ① 申請期間 令和4年2月21日（月）から5月2日（月）まで（※ 2月21日（月）13時受付開始）
- ② 申請窓口 〒892-8799 鹿児島東郵便局留 鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局
- ③ 申請方法 「申請窓口」まで申請書類を簡易書留、レターパックで郵送（※事業者毎に申請）
- ④ 申請書類 2月21日（月）13時に、県ホームページへ掲載します。
対象区域の地域振興局・支庁・事務所、市町村役場、商工会議所・商工会のほか、かごしま産業支援センターでも申請書類が受け取れます。
 - ア 協力金申請書【指定様式】
 - イ 振込先口座通帳の写し
 - ウ 本人確認書類（免許証の写し等）
 - エ 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し等）
 - オ 【店舗毎】申請する店舗の写真
 - カ 【店舗毎】営業に必要な許可を有していることがわかる書類（食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく、飲食店営業又は喫茶店営業許可証の写し）
 - キ 【店舗毎】営業時間短縮期間及び短縮した営業時間が確認できる書類（告知するポスター・チラシ、写真等）
 - ク 誓約書【指定様式】
 - ケ 売上高が確認できる書類 など

(4) 営業時間短縮要請・協力金について

詳細は、県のホームページでお知らせしております（「営業時間短縮要請に関するよくある質問」は随時更新中）

県トップページ>健康・福祉>医療>新型コロナウイルス感染症>事業者の皆さまへ>飲食店に対する営業時間の短縮要請・協力金

(5) お問い合わせ先

鹿児島県時短要請協力金給付事業事務局：099-295-0286（9：00～17：00（平日））

心配する気持ちを、ただ伝える。
それが、いのちを支える「ゲートキーパー」に
はじめにできること。

違和感に気づいたら、
声をかけてみる。




相談窓口や自殺対策の取り組みについて紹介しています。

まもろうよこころ 検索




こころの
健康相談統一
ダイヤル

おこなおう まもろうよ こころ
 **0570-064-556**

電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施している「こころの健康相談電話」等の
公的な相談機関につながります。相談対応曜日・時間は都道府県によって異なります。

よりよい
ホットライン
24時間対応

フリーダイヤル つなぐ ささえる
 **0120-279-338**

一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者等に対する総合的な電話窓口です。

若手県・宮城県・福島県内からおかけの方  **0120-279-226**

ガイダンスで専門的な対応も選べます(外国語含む)

FAXで相談される方 **FAX 0120-773-776**

IP電話及びLINE OUTからおかけの方 **050-3655-0279**

ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、
話を聞いて、必要な支援につなげ、
見守る人のこと。

大卒大卒大卒大卒大卒大卒
SNS相談案内

LINE・チャットで
相談ができます。



まもろうよこころ SNS 検索

支援情報検索サイト

電話、メール、SNSなど様々な
方法の相談窓口を紹介しています。



支援情報検索サイト 検索

3月は自殺対策強化月間です。



湧水町消防団 消防団員募集



消防団員は普段、本業の仕事を持つ傍ら、災害発生時には消火、警戒などの消防活動を行います。また、平常時は消防訓練等の参加や防火啓発活動を行う、地域防災の担い手です。

入団資格

1. 湧水町の区域内に居住する者
2. 年齢18歳以上の者
3. 志操堅固で、かつ、身体強健な者

活動内容

【平常時】

- ・火災予防などの広報活動
- ・初期消火・応急救護などの防災指導
- ・地域行事（祭りなど）での警戒活動

【災害時】

- ・消防署と連携した消火活動
- ・住民の救護活動や避難誘導
- ・現場での情報収集や広報及び警戒活動



待遇や補償

- ・消防団員には、階級区分に応じて、一定の金額が報償として支給されます。
- ・災害や訓練に出動した場合には、出動手当てが支給されます。
- ・一定期間以上団員として活躍して辞める方には、退職報償金が支給されます。
- ・消防団活動に必要な被服を貸与します。
- ・災害や訓練で怪我をした場合には、公務災害補償制度があります。

問合せ先

湧水町役場栗野庁舎
総務課 消防防災係 TEL 0995-74-3111（内線2213）



分散引越

にご協力をお願いします。

国土交通省からのお知らせ

例年、3,4,9,10月の時期は引越のご依頼が集中します。特に3月から4月に集中することが予想されます。加えて、最近の人手不足により、混み合う時期は「希望日にあう事業者が見つからない」など、ご希望に添えない場合もありますので、トラブルのないスムーズなお引越しのためにも、混雑時期を外したお引越しをご検討くださいますようお願いいたします。

混雑が予想される時期

3月12日～4月10日、4月16日、17日



路傍の草花

「カカツガユ」(川添地区)

このひろばでは、広報紙の感想、取り上げてほしい記事、写真等、町民の皆さまと作成していくスペースです。たくさんの募集や声をお待ちしております。※応募締切 毎月10日まで
必要事項を記入の上、以下のメールアドレスにご応募ください。

- お名前
- 写真の説明
- 連絡先

【問合せ先】 栗野庁舎 総務課 文書広報係
☎ 74-3111（内線 2223） ✉ somu@town.yusui.kagoshima.jp

買い物は町内のお店で



人口の動き

住民基本台帳による
※外国人を含む

(前月比, 前年同月比)	
人口	8,861人 (-7人, -138人)
男	4,167人 (2人, -53人)
女	4,694人 (-9人, -85人)
世帯数	4,689戸 (-5戸, -50戸)
転入	22人
転出	16人
出生	5人
死亡	18人

令和4年1月末現在

※町外にて届を提出された方でおくやみ欄の掲載が必要な方は住民税務課までご連絡ください。

おくやみ	(故人)	(享年)	(自治会)
今村 常志		92	永山
野間 寛光		92	桜町
宮本 スエケサ		92	竹迫
浜田 輝夫		82	竹迫
下新原 良人		84	本村
内村 政登		79	小屋敷
北園 フクエ		102	御前野
桑代 秋男		92	小屋敷
原園 静雄		84	会田
福満 了子		87	真中馬場
山上 イクエ		99	会田
井手上 輝夫		89	坂元

おくやみ

(敬称略)

(令和3年12月届出分
令和4年1月届出分)

おめでとう	(新生児)	(保護者)	(自治会)
今川 陽菜子		敬盛	川南西
福山 珂依		勝彦	刑務所官舎
有村 希心		勇人	支区外
赤塚 心春		佑大	新替団地
徳田 陽天		翼	刑務所官舎

おめでとう

(敬称略)

(令和4年1月届出分)

ご寄付ありがとうございました
湧水町社会福祉協議会

(令和4年1月届出分)

【香典返し】

永山の今村ムツ子さんから
(常志さん死去)
竹迫の宮本哲夫さんから
(スエケサさん死去)
老谷西の帖佐建一さんから
(スミ子さん死去)
堀ノ原の亀田さとみさんから
(純男さん死去)
二渡の山口ふき子さんから
(江口フヂエさん死去)
町外の桑代昭人さんから
(秋男さん死去)
鶴丸の澤原文子さんから
(秋生さん死去)

※香典返し寄付につきましては、寄付受付日でご掲載するため、おくやみの月とは異なる場合がありますので、ご了承ください。
※いただきましたご寄付は、地域福祉向上のため、有意義に活用させていただきます。

日曜・祝日在宅医(薬局) (3月)

3月6日(日)	春田医院	76-0053	3月21日(月)	大庭医院	76-1984
3月13日(日)	林内科医院	75-2047		寺脇薬局	76-2008
	ピアノ薬局	75-4526	3月27日(日)	田代医院	74-2075
3月20日(日)	伊東内科クリニック	72-9088		アクア薬局	74-1078
	タイガー薬局	64-6700	※都合により変更になる場合がありますので、ご連絡の上、受診してください。		

日曜・祝日歯科救急診療









時間 午前9時から午後3時まで
(受付:午後2時30分まで)
場所 始良地区歯科医師会館
口腔保健センター
(鹿児島空港近く)
TEL 0995-58-4388
※受診の際は必ず保険証をご持参ください。

町長動静
















(1月1日~31日)

- 1月1日(土)
 - ・新春初日の出を観る会
 - 1月4日(火)
 - ・成人式
 - ・霧島アートの森副館長来庁
 - 1月5日(水)
 - ・町内あいさつ回り
 - 1月6日(木)
 - ・町外あいさつ回り
 - 1月7日(金)
 - ・民生委員児童委員協議会定例会
 - ・商工会えびす祭り
 - 1月8日(土) (神事)
 - ・吉松中央公民館交流ハウス完成に伴う安全祈願祭
 - 1月9日(日)
 - ・町消防団出初式
 - 1月11日(火)
 - ・ひと声添えたあいさつ運動街頭指導
 - ・議員全員協議会
 - 1月12日(水)
 - ・子牛初セリ
 - 1月13日(木)
 - ・立地協定書調印式
 - ・伊佐湧水警察署長来庁
 - 1月14日(金)
 - ・地方自治振興促進懇談会
 - 1月15日(土)
 - ・令和3年度市民と自衛隊のつどい
 - 1月18日(火)
 - ・湧水町アーモンド生産組合設立総会
 - 1月19日(水)
 - ・区長会
 - 1月21日(金)
 - ・九州電力霧島営業所長来庁
 - ・県庁訪問
 - 1月22日(土)
 - ・霧島市長来庁
 - 1月25日(火)
 - ・国立公園満喫プロジェクト霧島錦江湾地域協議会
 - 1月26日(水)
 - ・泉町村会理事会
 - 1月27日(木)
 - ・霧島演習場使用協定協議会
 - 1月28日(金)
 - ・鹿児島県警署長来庁
- 1月31日(土)
 - ・吉松駅運輸センター来庁

ゆうすい くらしのカレンダー

 …くりの図書館
 …いきいきセンターくりの郷
 (栗保) …栗野保健センター
 (吉保) …吉松保健センター
 (吉体) …吉松体育館
 (栗中公) …栗野中央公民館
 (吉中公) …吉松中央公民館
 …いきいきセンターくりの郷町民ホール

※下記に書いてあるイベント情報の日程は変更する場合があります。

日	月	火	水	木	金	土
2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26
	 (栗保) 母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約  (栗保) 子育て相談 (13:00～17:15)	資源ごみ収集 (上場・老竹・長谷・東 中下場・西下場地区)	天皇誕生日  休館日		資源ごみ収集 (川東地区)	
2/2	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5
	 (栗保) 母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約  (栗保) 子育て相談 (13:00～17:15)  休館日	資源ごみ収集 (北方・轟・幸田・米永 地区)	 (栗保) 母子相談 13:30～ ※要予約		資源ごみ収集 (川西地区)	
3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12
	 (栗保) 母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約  (栗保) 子育て相談 (13:00～17:15)  休館日	資源ごみ収集 (上場・老竹・長谷・東 中下場・西下場地区)			資源ごみ収集 (川東地区)	
3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19
	 (栗保) 母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約  (栗保) 子育て相談 (13:00～17:15)  休館日	資源ごみ収集 (北方・轟・幸田・米永 地区)			資源ごみ収集 (川西地区)	
3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26
	春分の日	資源ごみ収集 (上場・老竹・長谷・東 中下場・西下場地区)  (栗保) 母子健康手帳交付 (10:00～11:00) 要予約  (栗保) 子育て相談 (13:00～17:15)  休館日  休館日		 休館日	資源ごみ収集 (川東地区)	

くりの図書館コーナー	いきいきセンターコーナー
開館時間 午前10時～午後6時(金曜日のみ午後7時まで) 【休館日】 毎週月曜日・第4木曜日、 祝日(こどもの日、海の日、文化の日を除く)、 年末年始、特別館内整理日	温泉営業時間 午前10時～午後9時30分(最終受付は午後9時) 休館日 毎月第3月曜日(但し第3月曜日が祝日の場合は翌日)
	町民ホール 公民館学級 活動作品展 3月1日～3月31日